

# 令和7年度 埼玉県地域両立支援推進チーム会議 議事次第

日時：令和7年10月8日15：00～16：30

場所：埼玉労働局雇用保険説明会場

## 1 埼玉労働局長挨拶

## 2 議題

- (1) 埼玉県地域両立支援推進チーム構成員の両立支援に関する取組について
- (2) 治療と仕事の両立支援に関する状況と、これからの取組について
- (3) 意見交換、その他

### <資料>

- 埼玉県地域両立支援推進チーム令和6年度活動報告表

埼玉県 産業労働部 就業支援課 障害者支援

R7 両立支援求人チラシ【最終版】両面：

- 「少しの配慮」で人材確保／難病のある方も少しの配慮で働くことができます！

埼玉県 保健医療部 疾病対策課

セミナーリーフレット

- がんてなに？～家族や従業員で考えるがん対策～

埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター

- 「埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンターの取組」

埼玉産業保健総合支援センター

- 治療と仕事の両立支援に関する活動状況

地域両立支援推進チーム事務局：

- 様式3 両立支援取組事例報告
- 相談窓口リーフレット（改正版R7.7）
- 埼玉県地域両立支援推進チーム規約(R7.9.9.29改正)
- 通達（基発0611第1号 雇均発0611第1号）と資料
- 治療と仕事の両立支援について（健康安全課長説明資料）

埼玉県地域両立支援推進チーム令和6年度活動報告表

機関分類	構成員名称	1 各種支援施策の周知媒体の作成・連携体制の構築 (取組企業情報があれば事業場名の記載、若しくはリストの添付をお願いします。)	2 好事例の収集 (取組企業情報があれば事業場名の記載、若しくはリストの添付をお願いします。)	3 セミナー・イベントの開催	4 健康経営施策との連携	5 その他の両立支援に関する取組	添付資料
労使機関	日本労働組合総連合会埼玉県連合会	○構成組織に対して、埼玉県や埼玉労働局で作成した各種リーフレットやビラを配布し、周知をおこなった。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス研修会（応用編） 2024年6月7日（金）開催 講演：「パララ未然防止と、判例から法的責任等を学ぶ」ラスマント対策</li> <li>・メンタルヘルス研修会（基礎編） 2024年9月18日（水）開催 講演：「メンタルヘルスの基礎（働きやすい職場づくり）～セルフケアと話の聴き方～〇政策フォーラム」 日 時 2025年6月3日(火)開催 講演 テーマ：現役世代のがん患者・がん経験者に対する支援は十分なのかな？ 〇メンタルヘルス研修会（応用編） 日 時 2025年6月5日(木)開催 講演 テーマ：「仕事も充実、気持ちは充実」できる職場にするために（ワーク・エンゲイジメント）～従業員自身ができること、組合・会社が支援できること～ 〇メンタルヘルス研修会（基礎編） 日 時 2025年9月25日(木)開催予定 講演 テーマ：メンタルヘルスの基礎（働きやすい職場づくり）～心の不調とその予防・安心と信頼を生む聞く力～</li> </ul>			
	一般社団法人 埼玉県経営者協会	関係機関からの周知要請に対し、メルマガ等により会員向け周知協力を行った	特になし	特になし	特になし	「管理職向け仕事と介護の両立支援セミナー」を開催（令和7年2月）	
医療機関	公益社団法人 埼玉県医療社会事業協会	各医療機関にて各自の両立支援を行っている。 周知媒体の作成はLINEオープンチャットとなるが、全ての医療機関／協会員がフォントリーしていないため、周知が出来ているとは言い難い。 総会・学会・全体研修会等で報告・周知等を行うことを検討していきたい。連携体制の構築についても今後理事会と検討を行。	好事例の収集を行っていないため不明。	両立支援に特化したセミナー・イベントの開催は特になし。		各医療機関にて医療ソーシャルワーカーがケース相談として両立支援を行っている。 医療機関によつてはハローワーク出張相談や社会保険労務士等の院内相談会を開催している。 両立支援加算を算定している医療機関もある。	
	地方独立行政法人 埼玉県立病院機構 埼玉県立がんセンター（患者サポートセンター）	外部専門団体による院内相談会は患者・家族向けに病院ホームページやリーフレットにて広く周知しており、院内委員会でもスタッフの認知度を上げるために院内周知を図っている。 両立支援加算算定に向けて院内周知やシステム構築を現在準備中。	好事例の収集を行っていないため不明。	両立支援に特化したセミナー・イベントの開催は特になし。		医療ソーシャルワーカーがケース毎に相談・支援を行っている。 ハローワーク大宮の出張個別相談会を月3回1.2枠実施。 社会保険労務士ファインシャトルプランナーの個別相談会を月1回3枠実施している。 両立支援加算を算定を開始しているが件数は極僅かとなっており、システム構築を行っている最中である。	
	一般社団法人 埼玉県医師会					埼玉県医師会産業医研修会等での研修	
外部支援機関	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会北関東支部	両立支援に特化した周知媒体は特にありません。 連携体制においては、カウンセラー派遣先事業所ごとに外部支援団体として連携しています。	企業情報（名称等）は開示できませんが、カウンセラー派遣先での両立支援 を事業所内健康管理スタッフとの連携をもとに各事業所の体制に沿った支援が実現	外部向け（一般）には開催無し	カウンセラー派遣先での連携	キャリアコンサルティング事例検討「がん治療と就労の両立支援」	
	埼玉県 若年性認知症サポートセンター	・企業向けリーフレット「仕事上のトラブルも、もしかしたら若年性認知症かもしれません」を作成・配布。 ・一般向けリーフレット「埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター」を作成・配布。 ・仕事を継続するための情報（相談支援機関や制度等）を収集し、情報提供や連携に活かしている	50代男性 本人の上司からサポートセンターに相談。コーディネーターが会社に訪問し、本人・同僚・上司・人事課と今後の働き方や生活について話し合った。定年まで働き続けることを目指し、継続して本人・家族・会社からの相談に応じている。  50代女性 本人の妻からサポートセンターに相談。今後の働き方について話し合う場にコーディネーターが同席し、働く上で配慮が必要な点について説明を行った。本人、総務部担当者、東京障害者職業センターのカウンセラーやジョブコーチと特定子会社を見学。特定子会社への出向に向けて、支援を継続している。	・企業向け若年性認知症セミナー 年1回開催 目的：企業の人事・労務担当者等に対し、若年性認知症を発症してもできる限り就労を継続することができるよう、若年性認知症の理解を促進する。 ・自立支援ネットワーク研修 年1回開催 目的：支援に関わる専門職等に対し、若年性認知症の人を利用する社会資源に関する情報や特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術の理解を促進する。	無し	・若年性認知症は治療の可能性が限られているため、認知機能の低下に伴い、業務の遂行能力が徐々に低下し、やがては就労継続が困難になることが多い。しかし、早期発見や早期対応により本人の残された能力や経験を適切に評価・活用することで就労期間を延長することができる。職場の理解が得られるよう、企業からの相談に対応したり、企業と本人の面談に同席するなどして可能な限り就労が継続できるよう支援している。	パワーポイント資料：「埼玉県・さいたま市 若年性認知症支援サポートセンターの取組」
	埼玉県社会保険労務士会	・連携窓口である「総合労働相談所・年金相談センター」運営委員会を開催し、「埼玉県地域両立支援推進チーム」の取組に関する説明会や連携先相談窓口等について、委員会で情報共有を行った。 ・「相談窓口リーフレット」を当会受付に設置し、周知を図った。				当会における取組推進のため、令和6年度に「治療とともに仕事の両立支援小委員会」設置の準備を行い、令和7年度より本委員会を設置した。	

	埼玉産業保健総合支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規の周知媒体（リーフレット）の作成は無し</li> <li>連携体制の構築として令和6年度出張相談窓口3病院追加（さいたま市民医療センター・さいたま赤十字病院・埼玉県立がんセンター）</li> <li>令和6年度 出張相談窓口7病院 10病院</li> </ul>	・特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年10月2日 令和6年度第1回『両立支援コーディネーターのための事例検討会』を開催 参加者：28名</li> <li>令和7年2月28日 令和6年度第2回『両立支援コーディネーターのための事例検討会』を開催 参加者：25名</li> <li>対象者：両立支援コーディネーター研修修了者であり、埼玉県に勤務又は在住している方。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんばとの連携協力協定に基づき、協会けんばの会員事業所（約12,000）へメンタルヘルス対策、両立支援等の周知・啓発用リーフレットを送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両立支援出張相談窓口での主な相談と回答について【別添資料】</li> </ul>	治癒と仕事の両立支援に関する活動状況
	特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会			<p>治療がひと段落し、社会復帰を考え始めた方々に対して『りほら』（リハビリ+ボランティア）を開催。仕事のリハビリプログラムの実施</p>		<p>就労支援の専門家（日本キャリア開発協会）によるキャリアコンサルタント・ガンなどの疾患経験者対象「30分無料相談」会の実施の実施</p>	「りほら」リーフレット
行政機関	埼玉県 保健医療部 疾病対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県疾病対策課のホームページに、埼玉産業保健総合支援センターの両立支援のホームページのリンクを掲載している。</li> <li>働くがん患者のためのワンストップ相談事業（月2回・夜間に看護師・医療ソーシャルワーカー・両立支援担当員に相談できる事業）は、対面・電話・オンラインで相談受付中。これを受けて、県ホームページでの広報のほか、県内の病院へのチラシの配布を行った。</li> <li>がん検診受診促進宣言事業所登録制度（従業員に対するがん検診受診勧奨や治療と仕事の両立支援について、企業が宣言するもの）について、県と協定する企業を通じて周知した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県とがん啓発・がん検診受診率向上に向けた包括的連携協定を締結している企業・団体が集まる検討会議にてセミナーを開催。</li> <li>R6.9.6 「がんってなに？～家族や従業員で考えるがん対策～」（県民向けセミナー）を開催。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所等の経済団体及び、労働組合や社会保険労務士会などの労働関係団体へ向い、県の事業（がんワンストップ相談、受診促進宣言等）を紹介した。</li> </ul>	セミナーリーフレット（がんてなに？～家族や従業員で考えるがん対策～）
	埼玉県 産業労働部 勤務・人材戦略課	当該ホームページに両立支援推進チーム特設ページのリンクを掲載している。	特になし	11~12月の埼玉県労働セミナー（事業者向け）にて受講者にリーフレットを配布予定	特になし	特になし	
	埼玉県 福祉部 地域包括ケア課	若年性認知症の方に関する各種相談窓口やパンフレットをホームページに掲載 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/jakunen.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/jakunen.html</a>	なし	<p>「世界アルツハイマーデー」記念講演会の開催 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/alzheimer.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/alzheimer.html</a></p> <p>各地域で若年性認知症カフェやつどい・家族交流会を開催 <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/jakunen.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/jakunen.html</a></p>	なし	なし	「仕事上のトラブルも、もしかしたら若年性認知症が原因かもしれません」リーフレット
	埼玉労働局	健康安全課窓口に両立支援車上アクリルスタンドを設置	令和7年9月10日にエアロトヨタ株式会社へ訪問、チームメンバー2名労働局3名出席、両立支援ハンドブックの作成や新入社員研修、新規管理制度用研修時に、がんリ患者3名の体験談の講話を実施、今後の取組として30代研修を予定、職場内の両立支援の理解を深め、支援を円滑に行うものとする。				<input type="checkbox"/> 両立支援取組事例報告 <input type="checkbox"/> チーム規約（R7.9.29改） <input type="checkbox"/> 認知リーフレット2種 <input type="checkbox"/> 通過（基第0611第1号能均発0611第1号能均資料）

# 「少しの配慮」で人材確保

求職者の中には、子育てや介護、通院・治療などの事情に対する会社側の理解や配慮を必要としている方がいます。勤務時間や休憩時間・休憩場所などの配慮で、求める人材を確保しませんか？

ハローワークインターネットサービスに **両立支援** と入力することで、あなたの会社の求人が、多様な人材の目に留まりやすい求人になります。

まずは、**ハローワークインターネットサービスに登録**しましょう！



## ハローワークインターネットサービスとは？

ハローワークインターネットサービス

検索

ハローワークが受け付けた求人を、インターネットを通じて提供するサービスです。

1日に約40万人もアクセスしています。

会社のパソコンから求人者マイページを開設して事業所登録・求人申込みを行うと、ハローワークが内容を確認して受理・公開します。わざわざハローワークに出掛けなくても、会社のパソコンで完結できます！

## 求人情報作成のポイント！

見付けやすくするため「仕事の内容」欄や「求人に関する特記事項」欄に **両立支援** のキーワードを必ず入力してください。

就職希望者がいる場合は、各ハローワークの担当者から、就職希望者が必要とする配慮（勤務時間・休憩・業務内容等）について対応可能か照会があるので、御社ができる配慮等を検討して面接など次のステップに進んでください。

仕事の内容  
(又は求人に関する  
特記事項)

必須

記入例

全角360文字以内  
出力帳票に合わせて縦12行、横30文字で編集します。

【両立支援に理解のある求人】  
多様な働き方実践企業の認定企業です。  
お子様の行事や突発的な病気、ご自身の通院やご家族の介護等でお休みを取りやすい職場です。  
労働時間や休憩時間に柔軟な相談ができます。

求人に関する特記事項の場合は 全角600文字以内  
出力帳票に合わせて縦20行、横30文字で編集します。

## 採用するときは

助成金の対象になることもありますので、必ず事前にハローワークにご相談ください。

このチラシに関するお問合せ  
埼玉県産業労働部就業支援課 障害者支援担当  
電話：048-830-4536  
mail: a4510-10@pref.saitama.lg.jp

医学の進歩により、難病の治療が進んでおり

# 難病のある方も少しの配慮で働くことができます！



ハローワークの求人票に「両立支援に理解のある求人」と入力することで、求職者があなたの会社を探しやすくなります！

仕事の内容  
(又は求人に関する  
特記事項)

記入例

【両立支援に理解のある求人】

難病などによるご自身の通院等でお休みを取りやすい職場です。  
就業時間もご相談ください。

記入例

【両立支援に理解のある求人】(通院治療)

従業員が通院治療するための就業時間の短縮など柔軟な対応が可能。  
本人の体調不良等での急な休暇取得や遅刻・早退等への対応が可能。

## 難病のある方への職業相談

相談窓口：難病患者就職サポーターがいるハローワーク

※ 難病患者就職サポーターの令和7年度年間相談スケジュールはこちらでご確認ください ▶



## 難病のある方の雇用・定着などの相談

相談窓口：埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援業務部門 難病患者雇用促進アドバイザー

電話048-827-0540

(受付時間 月曜日から金曜日 8時30分～17時00分 除く祝日・年末年始 )



## 治療と仕事の両立のためのさまざまな相談

相談窓口：埼玉県地域両立支援推進チーム

※ 連絡先等はこちらでご確認ください ▶





彩の国  
埼玉県



MS&AD

三井住友海上あいおい生命

参加  
無料

埼玉県と三井住友海上あいおい生命(株)は「包括連携協定」を締結し、  
健康増進に向けた取組みをすすめています

# がんってなに?

~家族や従業員で考えるがん対策~



セミナー定員  
**100名**

申込締切  
**8/26**

参加者  
プレゼント  
「大人も子どもも  
がんを知る本」  
(ご希望者のみ)

日本人の2人に1人がかかるとされているがんについて、  
予防や早期発見、治療にかかる費用などを一緒に学ぶセミナーです。  
がんを経験し、現在職場復帰されているがん経験者の方へのインタビューも行います。  
この機会に、職場や家族など、身の回りの大切な方の健康について考えてみませんか。

## 日時

2024年

**9月6日(金)**

## 時間

**14:00 ~ 15:30**

## セミナー講師



ユナイテッド・インシュアランス株

**長洲 貴美子氏**

がん罹患者の保険金請求に寄り添うことで、がんの早期発見が患者の生存率や治療の成功率を高めるだけでなく、医療費の節約や生活の質の向上につながることを実感。体験談をセミナー個別相談などで紹介することでがん対策に取り組んでいる。  
本セミナーでは、がんを経験された方へのインタビューを通じて、がんの早期発見の大切さについて講演。

## 開催方法

**オンライン**

(zoom)

【主催】埼玉県 【共催】三井住友海上あいおい生命(株)、ユナイテッド・インシュアランス株

お申込み  
お問合せ

二次元コードか、お問合せ先からメールにて  
お申込みください。

お問合せ先 埼玉県保健医療部疾病対策課がん対策担当

TEL 048-830-3651

E-mail a3590-06@pref.saitama.lg.jp



“認知症”ではないかと心配している方が  
いらした時は…

職場に認知症ではないかと心配している方がいらっしゃったら、企業などの産業医に相談してください。また、認知症の診断に当たっては、認知症疾患医療センターなどの専門医療機関を受診するよう勧めてください。

埼玉県では若年性認知症の相談・支援窓口を設置していますので、まずは御連絡ください。

### 相談機関

#### ○埼玉県若年性認知症サポートセンター

※ 若年性認知症支援コーディネーターが  
相談対応と支援を行います。  
電話 048-814-1212  
FAX 048-814-1211  
月～金（年末年始・祝日除く）  
9:00～16:00

[公益社団法人認知症の人と家族の会埼玉県支部]

#### ○若年性認知症コールセンター（全国）

電話 0800-100-2707  
月～土（年末年始・祝日除く）  
10:00～15:00  
<https://y-ninchisyotel.net/>  
[社会福祉法人仁至会  
認知症介護研究・研修大府センター]

### 地域包括支援センター

認知症の身近な相談窓口には、各市町村に設置されている地域包括支援センターがあります。

地域包括支援センターの一覧については、以下の県ホームページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/houkatsu.html>

### 認知症疾患医療センター

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるための支援の一つとして、都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置されています。

主な業務は次のとおりです。

- (1) 専門医療相談（電話・面談）
  - (2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応
  - (3) 身体合併症、行動・心理症状への急性期対応
- 受診には予約が必要ですので、あらかじめお問い合わせください。

### 認知症疾患医療センターに指定されている医療機関

○埼玉精神神経センター 電話 048-857-6817  
(〒338-8577 さいたま市中央区本町東6-11-1)

○つむぎ診療所 電話 0494-22-9366  
(〒368-0056 秩父市寺尾1404)

○武里病院 電話 0120-8343-56  
(〒344-0036 春日部市下大増新田9-3)

○西熊谷病院 電話 048-599-0930  
(〒360-0816 熊谷市石原572)

○丸木記念福祉メディカルセンター  
電話 049-276-1486  
(〒350-0495 入間郡毛呂山町毛呂本郷38)

○戸田病院 電話 048-433-0090  
(〒335-0026 戸田市新曽南3-4-25)

○埼玉県済生会鴻巣病院 電話 048-501-7191  
(〒365-0073 鴻巣市八幡田849)

○菅野病院 電話 048-464-6655  
(〒351-0114 和光市本町28-3)

○あさひ病院 電話 04-2957-1202  
(〒350-1317 狹山市水野592)

○久喜すずのき病院 電話 0480-23-3300  
(〒346-0024 久喜市北青柳1366-1)

このリーフレットについてのお問合せは、  
埼玉県福祉部地域包括ケア課

〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話 048(830)3251  
FAX 048(830)4781



介護マーク

外出先でこのマークを見たら  
暖かく見守ってください。

仕事上のトラブルも、

もしかしたら

## “若年性認知症”

が原因かもしれません



埼玉県のマスコット コバトン・さいたまっち

令和5年3月

埼玉県福祉部地域包括ケア課



## “認知症”は高齢者だけの病気ではありません

認知症は、65歳未満の方にも発症するのをご存知ですか？これを「若年性認知症」と言います。

※  
若年性認知症を発症する平均の年齢は概ね54歳と推定されています。ちょうど組織の中核として、一家の働き手として重要な時期に当たります。しかし、認知症が原因の仕事上のトラブルやうつ状態を、ストレスや年齢のためと感じて見過ごしたり、他の病気と勘違いしてしまうこともあります。

もしかしたら、仕事上のトラブルの中には、認知症が原因のものもあるかもしれません。そして、本人も周囲も悩んでいるかもしれません。

※日本医療研究開発機構認知症研究開発事業による「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多元的データ共有システムの開発」(令和2年3月)

## 大切な早期発見・早期治療、就労継続

### ◎ 早期発見・早期治療

多くの場合は、認知症を治すことは困難です。しかし、早期に治療を開始することにより、病気の進行を遅らせたり、症状を改善したりすることができます。

また、早期に診断を受けることで、本人や家族は今後的人生設計を考えることができます。様々なサービスを早い段階から受けたりすることができます。

### ◎ 就労継続

就労継続に当たっては、企業が配置換え等の合理的配慮を提供し、働く環境を整えることが重要となります。

埼玉障害者職業センターでは、企業が行う環境調整や職務設定等に対する助言、ジョブコーチによる専門的支援など、企業に対する支援を行っています。

### 就労に関する支援機関

#### ○ 埼玉障害者職業センター

<https://www.jeed.or.jp/location/chiiki/saitama/>

#### ○ 埼玉県内の障害者就業・生活支援センター

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/syougai-map/syougai2020-03.html>

#### ○ 埼玉ハローワーク

<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-hellowork/>

## 早期発見のために～認知症のチェックリスト～

認知症の発症初期の症状は、原因となる病気により異なり個人差もありますが、次のチェックリストにある兆候が見られることが多いです。

これらの項目に当てはまる場合でも、必ずしも認知症というわけではありません。

気になる点がある方には、企業などの産業医に相談をしたり、専門の医療機関を受診するよう勧めていただければ、認知症の早期発見につながります。

### 認知症のチェックリスト

- 1 同じことを何度も質問するようになった。
- 2 少し前の確認事項や約束を忘れることが多くなった。
- 3 電話で上手く対応しているが、電話を終えると内容を忘れてしまっている。
- 4 大事なものを忘れたり、失くしたりすることが多くなった。
- 5 知っているはずの人の顔や名前を間違えるようになった。
- 6 約束の場所を間違えたり迷ったりするようになった。
- 7 何度も時計を確認しているが、約束の時間を間違えることがある。
- 8 指示されたことや書類の内容が理解できないことが多くなった。
- 9 メモを取っているが、メモを見ても内容を思い出せないことがある。
- 10 使い慣れている機器の操作に戸惑うようになった。
- 11 会議や打合せで話についていけないことがある。
- 12 仕事の段取りが悪くなった。
- 13 仕事の効率が悪くなり残業が増えた。
- 14 作業に手間取り、ミスが目立つようになった。
- 15 簡単な言葉が思い出せなくて“あれ”、“それ”と言うことが多くなった。
- 16 その場にそぐわない言動をして、周囲の人が驚くことがある。

※ このチェックリストは、埼玉県若年性認知症支援コーディネーターが監修して作成しました。

## 認知症を引き起こす主な病気

認知症は様々な病気によって引き起こされます。その主なものと初期の症状は次のとおりです。

病気により治療方法は異なるため専門医の確定診断が重要です。

### アルツハイマー型認知症

脳の中にβアミロイドというたんぱく質が蓄積することで脳の細胞が死んでしまうことにより発症します。新しいことを覚えることが難しくなります。

### 脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血などの脳血管障害で起こる認知症です。初期から歩行障害などの身体的機能の障害を伴うことが多いのが特徴です。

### レビー小体型認知症

脳の中にレビー小体というたんぱく質が蓄積することにより発症します。記憶障害のほか、幻視やうつを伴うことが多いのが特徴です。また、手足の震えなどのパーキンソン病のような症状が見られることもあります。

### 前頭側頭型認知症(ピック病など)

脳の前頭葉と側頭葉が委縮することにより発症します。性格が変わったようになり、同じ行動を繰り返したり、抑制のきかない行動がみられることがあります。

## 認知症を知るために～認知症サポーター養成講座～

認知症の早期発見のためには、多くの人に認知症について知っていただくことが必要です。そのため、職場やお住まいの地域で「認知症サポーター養成講座」を開催してみてはいかがでしょうか。

認知症サポーター養成講座は、認知症の人と家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域で見守る応援者を養成するものです。60分～90分間の講座で認知症の基礎知識や支援方法等について学ぶことができ、社会貢献の一環として多くの企業や団体がこの講座を開催しています。

詳しくは、埼玉県ホームページ「認知症サポーター養成講座受講者にお渡しする「認知症サポーター証」」

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/kyaravan/supporterindex.html>



認知症サポーター養成講座受講者にお渡しする  
「認知症サポーター証」

## ■ 若年性認知症とは

18歳から64歳までに発症した認知症疾患(アルツハイマー病、脳血管型、前頭側頭型、レビー小体型など)を総称して言います。

該当年齢人口における、人口10万人当たりの若年性認知症有病率は50.9人。埼玉県で換算すると2,200人が発症していると推定されます。平均診断年齢は51歳とされ、社会的役割や家庭での役割が大きい世代であるため、病気への対応だけでも経済的問題などが発生します。

また、発症により退職を余儀なくされる場合も多く、ご本人の社会的居場所が無くなってしまいます。ご本人の社会参加の場を探すことが問題視されています。

## ■ 相談した方の声

もしかしたら…と不安でしたが、相談して医療機関を紹介してもらい、診断後も地域の相談先につないでもらいました。

本人の居場所がありませんでした。コーディネーターに相談し、認知症カフェの「リンカフェ」に参加させてもらひ仲間ができ、すっかり明るくなりました。

夫が診断を受け誰にも相談できず不安でたまりませんでした。コーディネーターに相談して病気の事、夫の生活、家計の事…これから先が少し見えてきました。これからも支えて下さい!

就労中の診断だったので、どの様に会社と対応したらいいのかと不安でしたが、コーディネーターが会社との面談に同行してくれ、私も配偶者も心強かったです。

電話やメール、来所や訪問による**相談**に応じます。

月～金 9:00～16:00

年末年始・祝日除く

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤3-12-17

日建プリムローズ常盤第3-1F

電話：048-814-1212

FAX：048-814-1211

E-mail：jakunen2017@sage.ocn.ne.jp



地図



E-mail



若年性認知症サポートセンターの設置等事業は、埼玉県・さいたま市の委託を受けて公益社団法人「認知症の人と家族の会」埼玉県支部が行っています。

# 埼玉県・さいたま市 若年性認知症 サポートセンター



さいたま市PRキャラクター  
つなが竜ヌウ



埼玉県マスコット  
コバトーン

# 若年性認知症と診断されたら もしかしたら…と思ったら 埼玉県・さいたま市 若年性認知症サポートセンター にご相談ください

## 若年性認知症サポートセンターでは

看護師、社会福祉士、介護支援専門員などの専門の資格と経験を有した若年性認知症支援コーディネーターがご相談に応じます。  
まずは、お電話またはメールにてお気軽にご相談ください。

### 本人・家族

- 若年性認知症と診断を受けたが、今後どうしたらよいのか分からぬ
- 自分は認知症ではないかと不安に思っている
- どのような医療機関を受診したらよいのか?
- 今の会社で働き続けたいがどうしたらよいのか?
- 相談先が分からぬ

### 医療・福祉関係者

- 若年性認知症の方の支援方法が分からぬ、経験がない
- 地域で利用できるサービス(社会資源)の情報が見つからぬ
- 若年性認知症と診断した本人や家族に対して生活や支援制度など相談にのってほしい

### 職場・企業

- 忘れることが多く、仕事上ミスが目立つ
- 物忘れ外来の受診を勧めているが、本人が拒否している
- 社員が若年性認知症の診断を受けたが、どう支援したらよいか分からぬ



## 若年性認知症支援コーディネーターは こんな活動もしています

### 本人や家族の不安に対応



家族の介護負担・不安や社会保障の情報提供について相談をお受けします。本人・家族の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考え症状や行動に対して助言します。家族交流会「たんぽぽ」なども開催しています。同じ境遇の家族同士で話すことにより情報の共有だけでなく気持ちの共有も可能です。

### 医療・福祉関係者との連携について



必要に応じ受診同行等をしながら、主治医とも連携を図り支援します。担当の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などと連携を取り、必要なサービスにつなげていきます。

### 就労支援



就労が継続できるよう、会社との面談に同席したり、社員向けに認知症に関する研修を実施します。再就職に向けて、相談機関の紹介や相談に同席します。

### 社会参加に関する支援



若年性認知症の方の本人カフェ「リンクフェ」を週1回、当サポートセンターで開催しています。事前の申し込みが必要です。お電話ください。若年性認知用の方の社会参加の場の創出に関して相談に応じています。

埼玉県・さいたま市

# 若年性認知症サポートセンターの取組

---

# 埼玉県・さいたま市 若年性認知症支援サポートセンター

若年性認知症と診断されたら もしかしたら…と思ったら  
埼玉県・さいたま市 若年性認知症サポートセンター にご相談ください

若年性認知症サポートセンターでは

看護師、社会福祉士、介護支援専門員などの専門の資格と経験を有した若年性認知症支援コーディネーターがご相談に応じます。  
まずは、お電話またはメールにてお気軽にご相談ください。

## 本人・家族

- 若年性認知症と診断を受けたが、今後どうしたらよいのか分からない
- 自分は認知症ではないかと不安に思っている
- どのような医療機関を受診したらよいのか?
- 今の会社で働き続けたいがどうしたらよいのか?
- 相談先が分からない

## 医療・福祉関係者

- 若年性認知症の方の支援方法が分からず、経験がない
- 地域で利用できるサービス(社会資源)の情報が見つからない
- 若年性認知症と診断した本人や家族に対して生活や支援制度など相談にのってほしい

## 職場・企業

- 忘れることが多く、仕事上ミスが目立っている
- 物忘れ外来の受診を勧めているが、本人が拒否している
- 社員が若年性認知症の診断を受けたが、どう支援したらよいか分からない



若年性認知症支援コーディネーターは こんな活動もしています

## 本人や家族の不安に対応



家族の介護負担・不安や社会保障の情報提供について相談をお受けします。本人・家族の不安な気持ちに寄り添い、一緒に考え方や行動に対して助言します。  
家族交流会「たんぽぽ」なども開催しています。同じ境遇の家族同士で話すことにより情報の共有だけでなく気持ちの共有可能です。

## 医療・福祉関係者との連携について



必要に応じ受診同行等をしながら、主治医とも連携を図り支援します。  
担当の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などと連携を取り、必要なサービスにつなげていきます。

## 就労支援



就労が継続できるよう、会社との面談に同席したり、社員向けに認知症に関する研修を実施します。  
再就職に向けて、相談機関の紹介や相談に同席します。

## 社会参加に関する支援



若年性認知症の方の本人カフェ「リンカフェ」を週1回、当サポートセンターで開催しています。事前の申し込みが必要です。お電話ください。  
若年性認知症の方の社会参加の場の創出に関して相談に応じています。

2015年度の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づいて、各都道府県に若年性認知症の相談窓口が設置され、関係機関の調整役として若年性認知症支援コーディネーターが配置されることとなった。

埼玉県では2017年度から配置されている。

現在さいたま市浦和区に「若年性認知症サポートセンター」の拠点を置き、若年性認知症支援コーディネーターが県内の相談者に対して電話やメール、来所や訪問にて対応している。



# 埼玉県若年性認知症サポートセンターの業務

## 総合相談 (電話・訪問)

- 経済的な支援(社会保障制度の情報提供・手続き支援)
- 本人・家族の支援
- 医療機関との連携・情報提供

## 就労支援

- 就労継続(会社との相談など)
- 再就職の支援(障害者雇用・福祉的就労等)

## 社会参加に 関する支援

- 居場所づくり
- 地域でのネットワーク構築

## 若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人や家族、支援関係専門職等からの医療や福祉サービスなど生活全般にわたる相談対応や支援を行う専門職です。

## 企業向け若年性認知症セミナー

年1回開催（動画配信）

---

企業の人事や労務担当者に対し、若年性認知症を発症してもできる限り就労を継続することができるよう、若年性認知症の方への理解を促進するために実施する。

R7年度セミナー（令和8年2月2日～3月9日配信）

- 1.埼玉県における若年性認知症の施策について
- 2.共にはたらくを実現するために～障害者雇用の実践から～（仮題）
- 3.若年性認知症の方と共に“はたらく”を考える（仮題）
- 4.一般雇用から福祉的就労へ～本人・企業・支援機関それぞれの視点から～（仮題）

## 自立支援ネットワーク研修

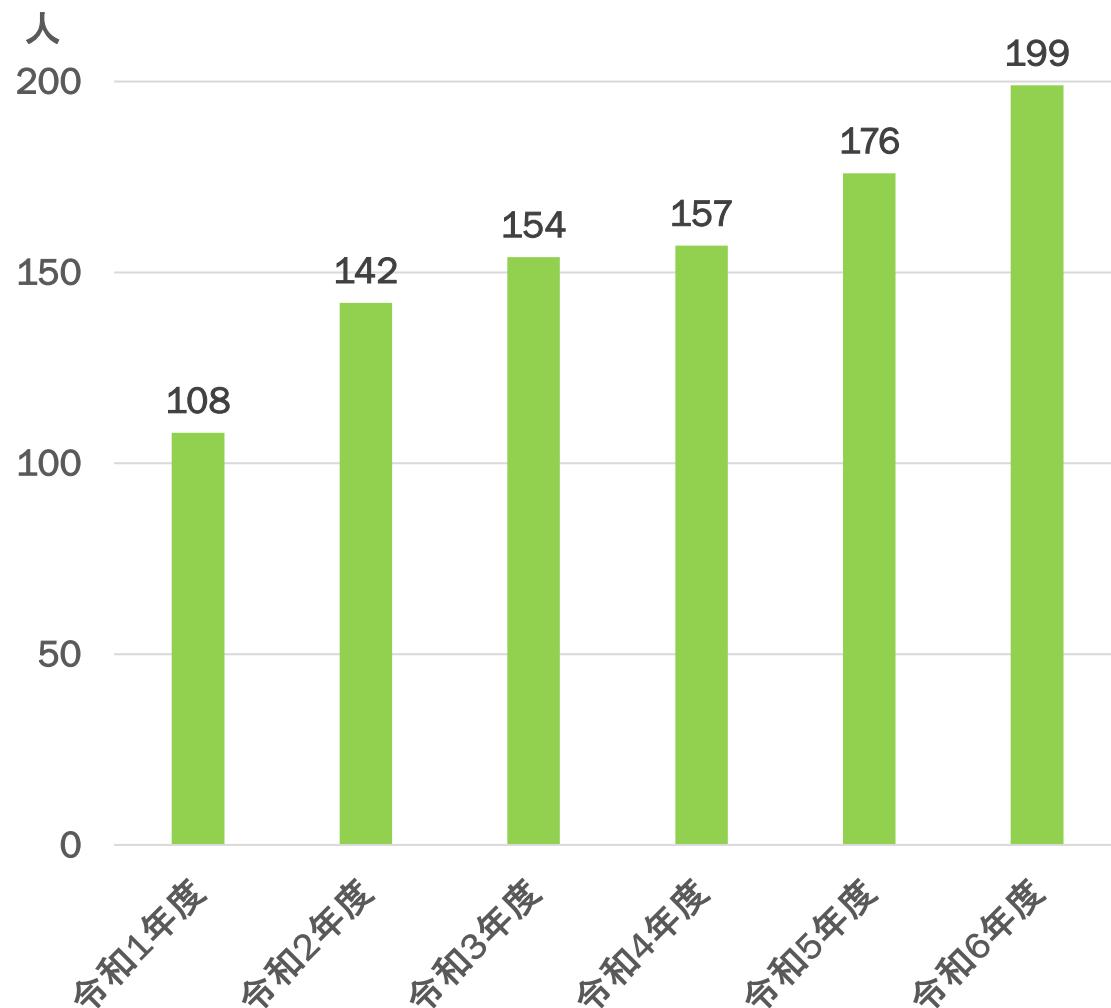
年1回開催（対面・動画配信）

---

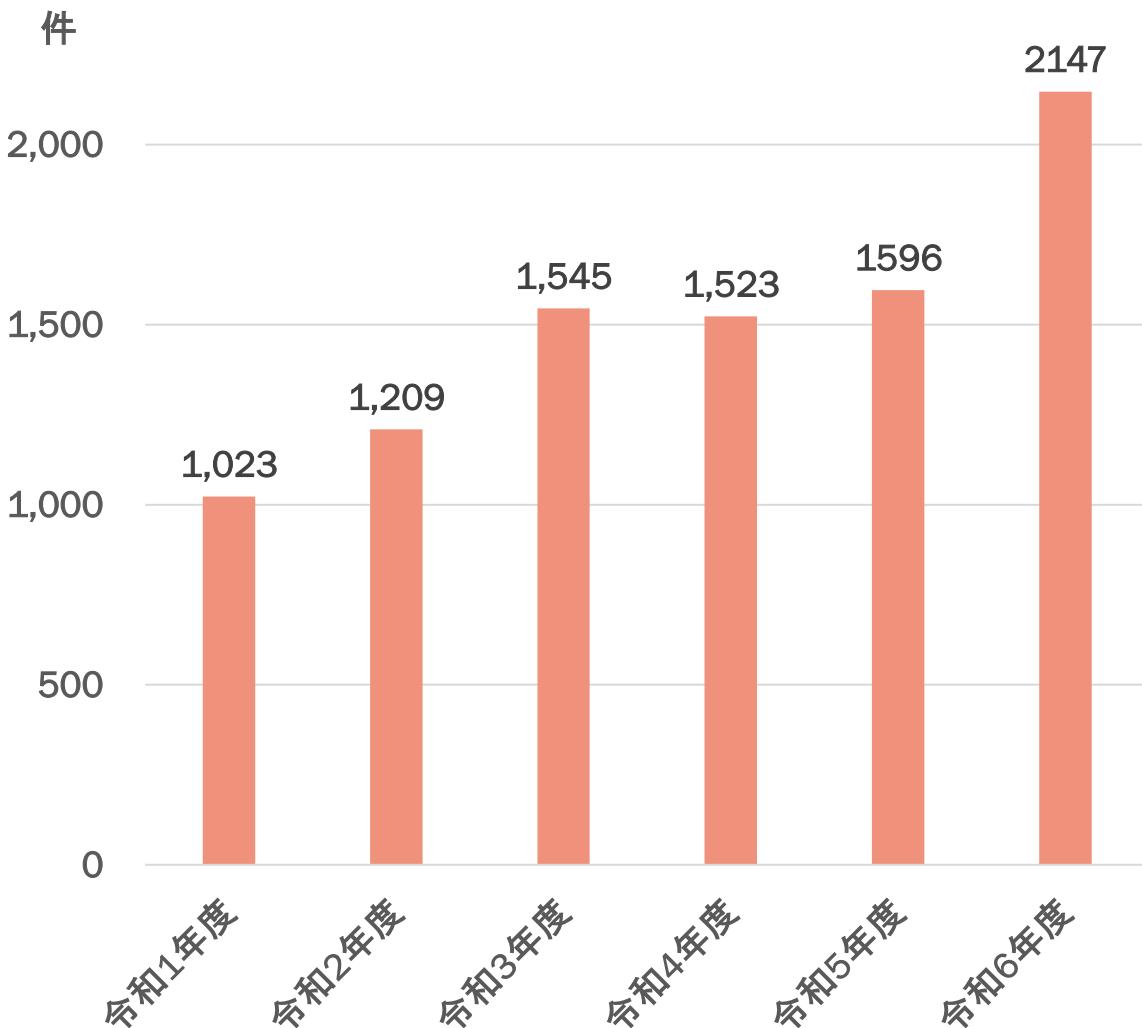
支援に関わる専門職等に対し、若年性認知症の方が利用できる社会資源に関する情報や特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識や技術を高めるために実施する。

# 新規相談者数実績（令和元年～6年）

サポートセンターが受けた新規相談者数

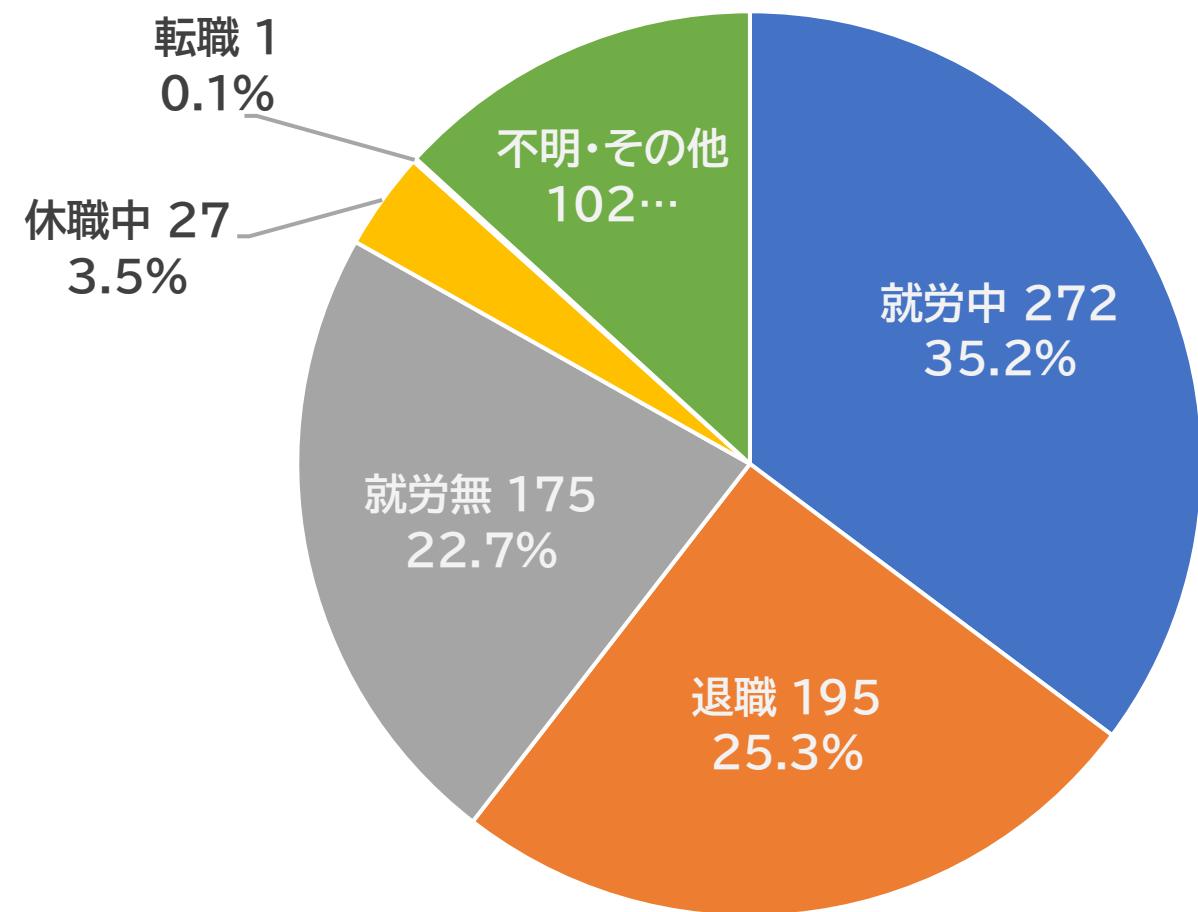


サポートセンターが受けた延べの相談者数

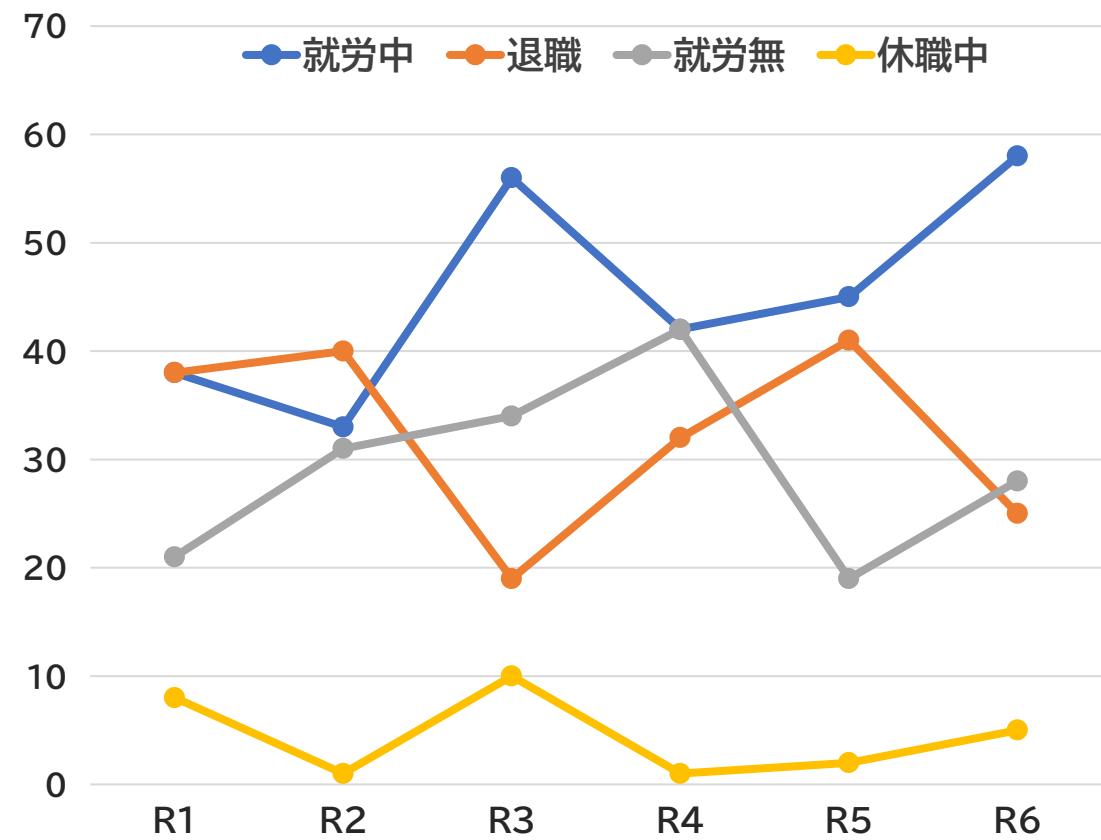


# 新規相談時の就労状況

R1/4月～R7/3月の新規相談者集計 n = 772  
相談時の就労状況



R1～R6年度の年度別 新規相談者の推移



# 年度別就労に関する相談件数

継続相談者の就労に関する延件数

相談内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
就労継続にすること	72	62	70	119	128	114
転職・再就職にすること	15	66	75	61	42	123
合計(件)	87	128	145	180	170	237

継続相談者の就労に関する延件数の全体に占める割合

相談内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
就労継続にすること	6.86%	3.52%	3.33%	5.98%	6.18%	4.07%
転職・再就職にすること	1.43%	3.75%	3.57%	3.07%	2.03%	4.39%
合計(件)	8.29%	7.27%	6.89%	9.05%	8.20%	8.46%

# 再就職事例数

若年性認知症サポートセンターに相談後、再就職したケース。

2021年度			
50歳代	男性	特例子会社	障害者雇用
50歳代	女性	介護保険事業	障害者雇用
50歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
40歳代	男性	特例子会社	障害者雇用

2022年度			
40歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
40歳代	男性	特例子会社	障害者雇用
60歳代	男性	社会福祉法人	一般就労（パート）
40歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
60歳代	男性	特例子会社	障害者雇用
40歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
60歳代	男性	特例子会社	障害者雇用
50歳代	女性	障害者総合支援法	就労A

2023年度			
50歳代	女性	障害者総合支援法	就労B
60歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	男性	特例子会社	障害者雇用

2024年度			
60歳代	男性	障害者総合支援法	就労A
40歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
50歳代	女性	障害者総合支援法	就労B
60歳代	男性	障害者総合支援法	就労B
60歳代	女性	障害者総合支援法	就労B

## 治療と仕事の両立支援に関する活動状況(埼玉産業保健総合支援センター)

### 1. 治療と仕事の両立支援事業実績 (単位:件)

主な業務の項目	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度 (4~7月)
相談	59	62	62	28
個別訪問支援	11	38	54	17

### 2. 両立支援出張相談窓口の状況(R6 年度)

令和4年度まで出張相談窓口開設1病院、令和7年度9月現在出張相談窓口開設 10 病院

No.	病院	開設日	窓口開設日時	相談件数 (紹介含む)	相談内容・対応事例等
1	A	R6.7.1	随時	1	<p>○主治医からは職場復帰可能の診断書が出ているが、会社の産業医からは職場復帰不可と判断された。会社としては産業医の職場復帰可能の判断がなければ職場復帰を認めないとのこと。</p> <p>職場復帰可否の最終的な判断は産業医ではなく事業者が行う旨を説明した。「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の説明両立支援の進め方、労働者(患者)の勤務情報を主治医に提供し、主治医の意見を求めるやり取りについて説明するとともにこれら資料を会社の人事へ提出するようアドバイスした。</p> <p>3月に本人、産業医、事業者の面談予定。結果によっては再度相談依頼すること。社会保険労務士有資格者の促進員が対応した。</p> <p>4/10 職場復帰との連絡あり(3/27)</p>
2	B	H30.7.1	随時	0	
3	C	R5.7.20	随時	0	
4	D	R5.10.1	第3水曜日 13時~16時	2	<p>○自分の病気のことを他の職員にどのように伝えたら良いか。職場復帰する際会社として配慮が必要な場合どのように配慮を求めるのが良いか。</p> <p>伝え方についてアドバイスを行うとともに、事業者の同意が得られれば、会社に個別訪問し両立支援の進め方の説明等することができる旨説明した。</p> <p>労働衛生専門職が対応した。</p>
5	E	R5.10.1	第3木曜日 11時~14時	4	<p>○主治医が作成した職場復帰可能との診断書を会社に提出したところ、会社からは職場復帰できるか分からぬ、会社の弁護士、社会保険労務士に相談するとのことで職場復帰できるか不安。</p> <p>会社に産業医がいる場合は産業医</p>

					<p>に相談すること。</p> <p>職場復帰にあたり会社で心配していること、どのような配慮が必要かなど「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の様式例を参考に主治医と情報のやり取りを行うとよいことを説明した。</p> <p>職場復帰が認められない場合は、認められない理由や原因を確認することを説明した。</p> <p>○傷病手当金、障害年金の相談 社会保険労務士有資格者の促進員が対応した。</p>
6	F	R5.11.1	随時	0	
7	G	R5.12.1	第2水曜日 14時～16時	2	<p>○手術後、抗がん剤治療も行った方が良いと言われた。するしないは本人次第だが迷っている。職場に休職期間の延長を何度も申し出るのは言いにくい。</p> <p>休職期間については MAX の1年半で申請しておき、副作用があまりなく働けそうならその時に早めに復帰したい旨を伝えておくことを助言した。</p> <p>産業カウンセラー・キャリアコンサルタント有資格者の促進員が対応した。</p>
8	H	R5.12.1	第2木曜日 13時～16時	1	<p>○病院のソーシャルワーカーからの相談で、妊娠を理由に解雇されてしまった外国人労働者について</p> <p>妊娠を理由とした解雇は禁止されている。解雇理由が妊娠以外の理由ではないかを確認することが必要。もし妊娠を理由とした解雇である場合は労働局の総合労働相談コーナーへ相談するとよい。労働局には外国人対応窓口もあるので必要に応じて案内してくれると伝えた。</p> <p>社会保険労務士有資格者の促進員が対応した。</p>
9	I	R6.5.1	随時	1	<p>○派遣社員、主な仕事はパソコンの入力作業。同じ職場に戻れると良いのだが、来週派遣元と面談の予定あり。</p> <p>その他、今後の働き方に関するについての相談あり。</p> <p>キャリアコンサルタント有資格者の促進員が対応した。</p>
10	J	R6.7.1	随時	0	
			合計	11	

がん

などの疾患※  
経験者対象

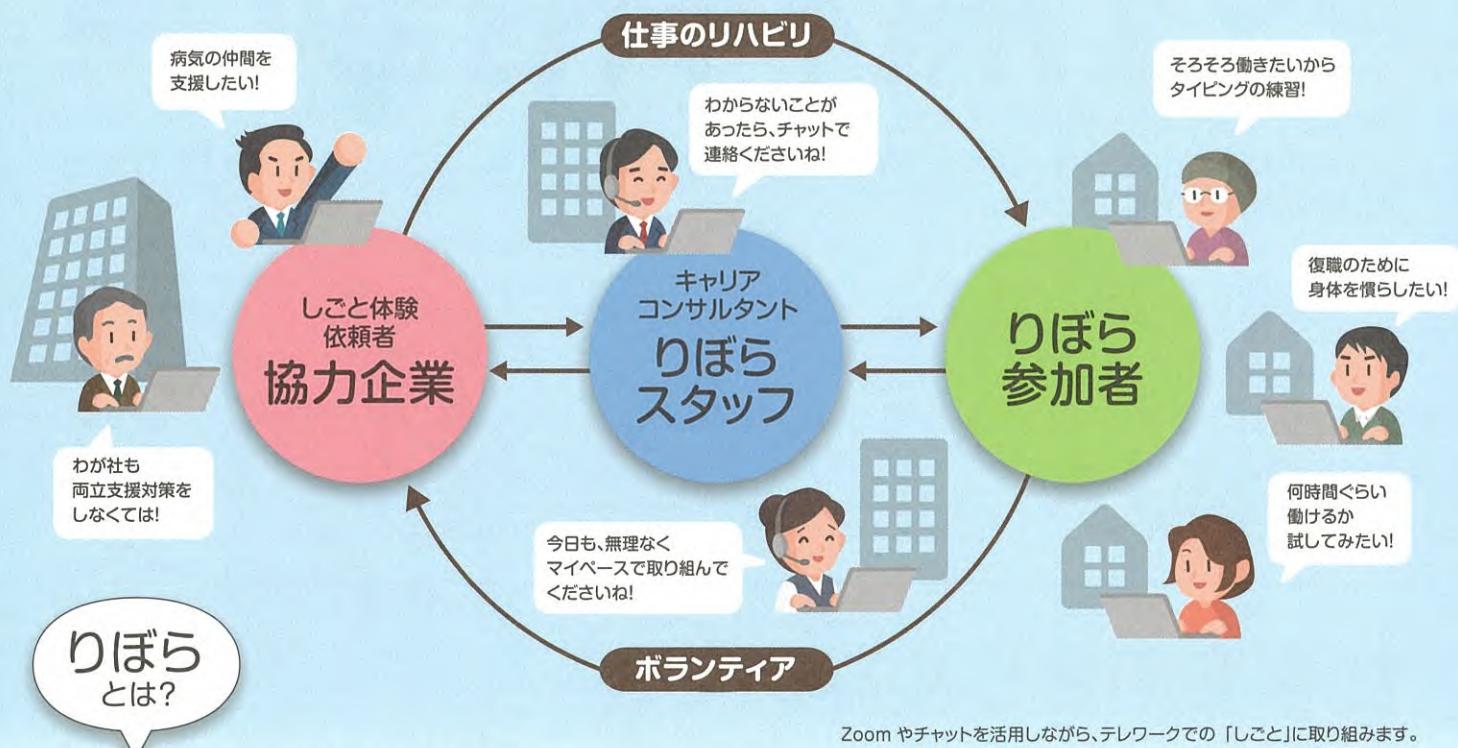
「働く自分」を取り戻し、病気の経験を社会に活かそう。

※厚生労働省が定める「治療と仕事の両立支援」疾患の例：がん、脳卒中、難病など

# りぼら

治療が  
ひと段落したら  
“りぼら”しよう!

協力企業から依頼された仕事をボランティアで体験することで  
「働く」リハビリをしながら、「働く自信」「働く自分」を取り戻していきます。  
だから、リハビリ+ボランティア=“りぼら”なのです！



Zoom やチャットを活用しながら、テレワークでの「しごと」に取り組みます。

## 社会復帰を考え始めた方の 仕事のリハビリプログラム

無料

少人数制

5日間テレワーク

オンラインセミナー

PC貸出あり

就職準備

“りぼら”的キャリアコンサルタントは、両立支援と就労の専門家集団！▶裏面に詳しくあなたしさを見出し、そこから多様な選択肢や可能性を広げるサポートをいたします。

協力企業様  
募集中

治療と仕事の両立支援の推進に関心のある企業様へ

りぼらのしごと体験を通して、両立支援を体感してみませんか？  
CSR活動としての参画も歓迎します！



日本キャリア開発協会  
両立支援担当  
03-6661-6221(代表)  
✉ ribora@j-cda.jp

詳しくはこち  
HPから



りぼらイメージキャラクター

りぼらは公益財団法人日本がん協会による休眠預金を活用したがん患者支援の助成事業に採択されたプロジェクトで開発されたプログラムを展開しています。

がん  
などの疾患※  
経験者対象

※厚生労働省が定める「治療と仕事の両立支援」疾患の例：がん、脳卒中、難病など

# 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援（厚生労働省）  
イメージキャラクター“ちりょうさ”



“りぼら”的前に  
まずは  
気軽に相談から

## 就労支援の専門家

日本キャリア開発協会のキャリアコンサルタントによる

# 30分無料相談

(Zoom/電話)

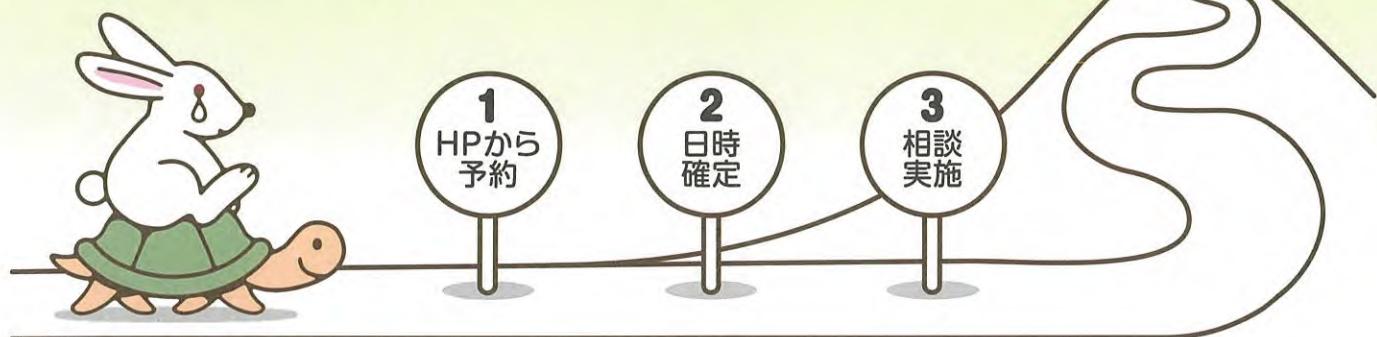


予約受付中

予約制 平日10時～19時

日本キャリア開発協会のホームページから申込みください。

通信料通話料は相談者様のご負担です。



## 仕事をあきらめないで！ あなたらしい働き方を考えませんか

治療が一段落するころ、  
こんな不安はありませんか？

- 以前と同じように働けるのだろうか？
- どのタイミングで仕事に戻れるのか？
- どうやって周囲に伝えよう？

わたしたちと一緒に作戦を立てませんか？

何を話せばいいか  
まとまって  
ないんですけど

気になっていること、  
なんでも  
聞かせてください



**キャリアとは…**

就労支援の専門家である私たちが考える“キャリア”とは仕事だけでなく、  
生活や生き方、生きがいなどを含めた「**仕事を中心とした人生**」そのものを意味します。

**キャリアコンサルタントとは…**

国家資格であり、今後の働き方を支援する専門家です。

NPO法人日本キャリア開発協会には、全国2万人以上の会員が在籍。

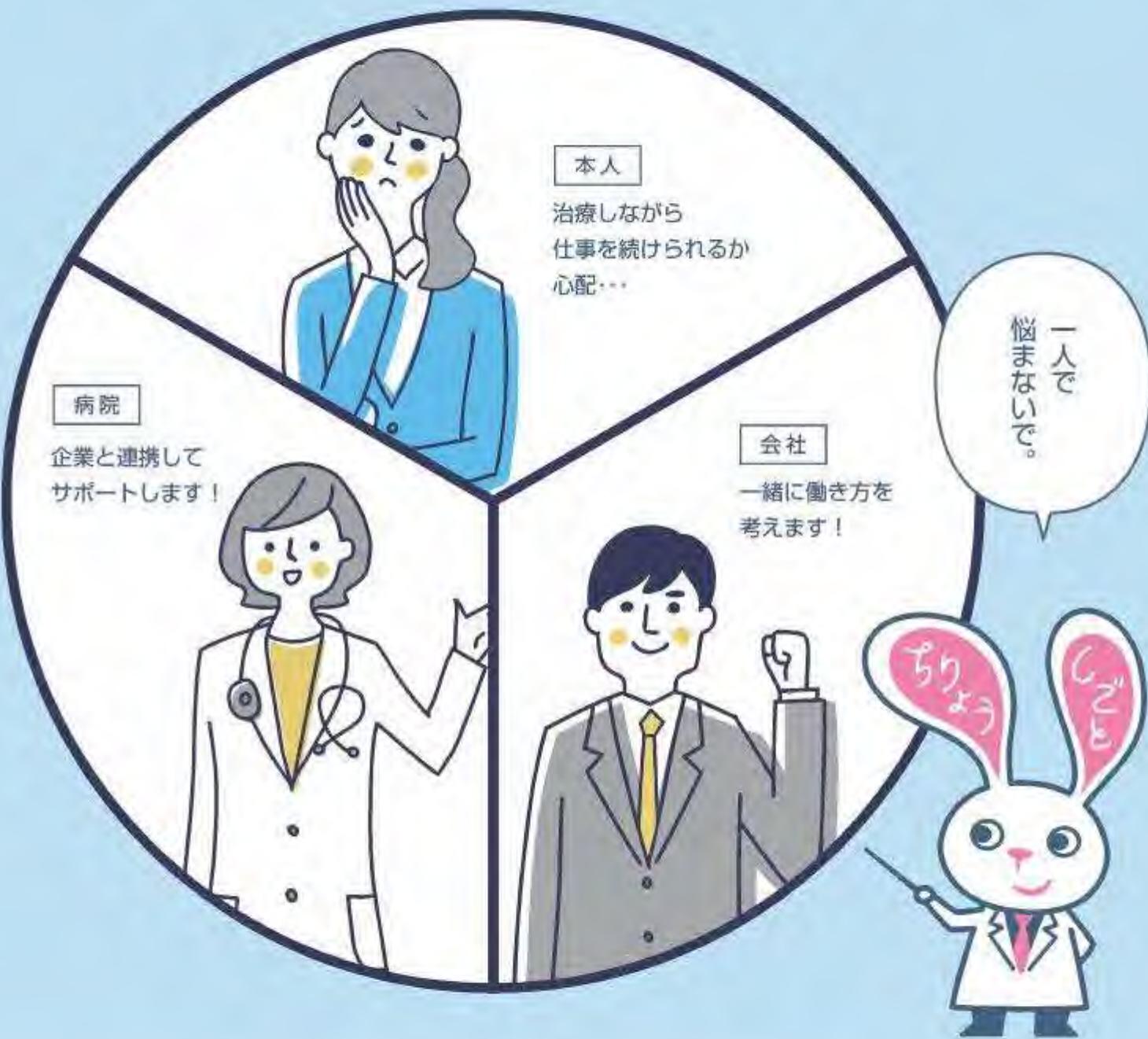
協会内に治療と仕事の両立支援を推進するプロジェクトを立ち上げ、  
就職・転職だけでなく、今の職場で働き続けるためのサポートも行っています。

**JCDA**  
Japan Career Development Association



Japan Career Development Association  
特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会  
<https://www.j-cda.jp/about/hatarakikata.php>

# 治療のこと、 会社に相談しましたか？



治療しながら働くことを応援する

## 治療と仕事の両立支援



# 埼玉県地域両立支援推進チームは、治療と仕事の両立を考える患者（労働者）をサポートします！

治療を続けながら  
働きたい

患者

治療費が気になる

症状・副作用  
が心配

相談内容に応じた  
相談先があるよ。



## 埼玉県 がんワンストップ相談

就労中・休業中のがん患者  
の方の悩みに関する相談

電話・オンライン 申込みはこちら  
・対面での相談



## 埼玉県立がんセンター 患者サポートセンター

がんの治療、自宅での生活、  
仕事など、あらゆることへの相談 詳細はこちちら

電話・面談形式の相談



## 埼玉県若年性認知症 サポートセンター

若年性認知症のご家族ご本人からの社会保険・医療・  
就労支援等に関する相談

電話・面談形式等での相談



## 埼玉産業保健 総合支援センター

治療と仕事の両立支援

事業場を訪問し、両立支援制度導入を  
サポートします。

申込みはこちら

個別訪問支援

個別調整支援



## 埼玉労働局 総合労働相談コーナー

職場でのトラブル・労働に  
関する相談

電話相談・来所相談



詳細はこちら



## 埼玉県 仕事と生活の両立支援相談窓口

仕事と生活（介護・子育て・病気治療）の両立に関する相談

電話・HPからの相談 詳細はこちら

企業へのアドバイザー派遣



## 埼玉県社会保険労務士会 総合労働相談所・年金相談センター

治療と仕事の両立に関する制  
度や働き方の相談

面談形式での相談 申込みはこちら



## 日本産業カウンセラー協会 北関東支部

職場でのこと、キャリアで  
のこと、自分のこと

面談形式での相談



詳細はこちら



## 日本キャリア開発協会 両立支援キャリアカウンセリング

病気なった後の仕事のこと、  
生活のこと等に関する相談

電話・面談形式の相談 申込みはこちら



## 埼玉県地域両立支援推進チーム

埼玉労働局 埼玉県 埼玉県医師会 埼玉県経営者協会 連合埼玉 埼玉県社会保険労務士会 埼玉県立がんセンター  
埼玉県医療社会事業協会 埼玉産業保健総合支援センター 日本産業カウンセラー協会北関東支部 日本キャリア開発協会

治療 両立ナビ

検索

または、こちらから



制定 平成 29 年 9 月 19 日  
改正 令和 4 年 11 月 25 日  
改正 令和 6 年 4 月 10 日  
改正 令和 7 年 4 月 22 日  
改正 令和 7 年 9 月 29 日

## 埼玉県地域両立支援推進チーム規約

### 1 目的

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援のため、地域の関係機関及び関係者によるネットワークを構築し、連携した取組を行うことによって両立支援の促進を図ることを目的とする。

### 2 名称

名称は「埼玉県地域両立支援推進チーム」とする。

### 3 構成

構成員は、別添「埼玉県地域両立支援推進チーム構成員名簿」に記載のものとする。  
なお、構成員は、埼玉県地域両立支援推進チームおよび関係機関の意見等を踏まえ、  
変更することができる。

### 4 会議の開催

令和 8 年までの間、原則として毎年 1 回開催する。

### 5 実施内容

治療と仕事の両立支援を効果的に実施するため、下記の取組を行う。

- ( 1 ) 両立支援に係る参考者の属する各機関における取組の実施状況の共有
- ( 2 ) 各機関の取組に係る連携（相互の周知協力等）
- ( 3 ) 相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先の共有および周知
- ( 4 ) 地域における両立支援コーディネーターの周知・活動の支援
- ( 5 ) 埼玉地域における企業向け及び患者（労働者）向けパンフレットの作成
- ( 6 ) 両立支援ガイドライン・病気休暇制度や地域版パンフレットを活用した両立支援の周知・啓発
- ( 7 ) 埼玉県産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- ( 8 ) その他、必要に応じ埼玉県内独自の周知・啓発のための事業の実施、イベントの企画・開催

### 6 事務局は、埼玉労働局労働基準部健康安全課に置き、運営に係る連絡調整等必要な事務を行う。

### 7 その他

本規約は、令和 4 年 11 月 25 日から施行する。

## 埼玉県地域両立支援推進チーム構成員

令和7年9月29日時点

## (労使機関)

大谷 誠一  
ひろさわ けい一  
廣澤 健一  
ひろさわ けんいち

日本労働組合総連合会埼玉県連合会 事務局長  
一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事・事務局長

## (医療機関)

城谷 法子  
しろたに のりこ

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会  
地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター  
患者サポートセンター 副技師長(医療ソーシャルワーカー)  
一般社団法人埼玉県医師会 常任理事(学術、産業保健担当)  
地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立がんセンター  
副病院長・患者サポートセンター長

## (外部支援機関)

新井 寧  
あらい やすし  
生田 美希  
いくた みき

一般社団法人日本産業カウンセラー協会北関東支部 支部長  
埼玉県若年性認知症サポートセンター  
若年性認知症支援コーディネーター  
埼玉県社会保険労務士会 特定社会保険労務士  
埼玉産業保健総合支援センター 副所長  
埼玉産業保健総合支援センター 両立支援担当専門職  
特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 アドバイザー

## (行政機関)

鈴木 久美子  
すずき くみこ  
田中 陽子  
たなか ようこ  
大石 彩可  
おおいし あやか  
関根 昌浩  
せきね まさひろ  
大藏 紗子  
おおくら あやこ  
菜田 志帆  
なしだ しほ

埼玉県保健医療部疾病対策課 課長  
埼玉県保健医療部疾病対策課 主幹(がん対策担当)  
埼玉県保健医療部疾病対策課 主任(がん対策担当)  
埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 課長  
埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 主幹  
埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課 主任

今井 隆元  
よしかわ あかし  
吉川 証  
かみおか ともき  
神岡 智樹  
いなば のりゆき  
稻葉 典行

埼玉県福祉部地域包括ケア課 課長  
埼玉県福祉部地域包括ケア課 主幹（認知症虐待防止担当）  
埼玉県福祉部地域包括ケア課 主任（認知症虐待防止担当）  
埼玉労働局労働基準部 部長

# 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布）

## 改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。  
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

### 2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に配慮して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

### 3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

## 施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日（ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日）

